

令和4年1月28日から
令和4年1月28日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 臨 時 会 会 議 録

於 標茶町役場 議場

令和4年標茶町議会第1回臨時会会議録目次

第1号（1月28日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
報告第1号 専決処分した事件の承認について	7
議案第1号 工事請負契約の締結について	8
議案第2号 令和3年度標茶町一般会計補正予算	10
閉議の宣告	13
閉会の宣告	13

令和4年第1回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年1月28日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 報告第1号 専決処分した事件の承認について
- 第 5 議案第1号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第2号 令和3年度標茶町一般会計補正予算

○出席議員（12名）

1番 渡 邊 定 之 君	2番 類 瀬 光 信 君
3番 長 尾 式 宮 君	4番 松 下 哲 也 君
5番 熊 谷 善 行 君	6番 鈴 木 裕 美 君
8番 深 見 迪 君	9番 本 多 耕 平 君
10番 黒 沼 俊 幸 君	11番 鴻 池 智 子 君
12番 後 藤 勲 君	13番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企 画 財 政 課 長	武 山 正 浩 君
管 理 課 長	齊 藤 昇 一 君
住 民 課 長	伊 藤 順 司 君
保 健 福 祉 課 長	石 塚 剛 君
農 林 課 長	長 野 大 介 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

中 島 吾 朗 君
中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから令和４年標茶町議会第１回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員１２名であります。

(午前１０時００分開会)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地誠道君） 日程第１。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により、

４番・松下君、 ５番・熊谷君、 ６番・鈴木君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（菊地誠道君） 日程第２。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日１日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日１日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第３。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 第１回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由であります、子育て世帯への臨時特別給付金について、昨年１２月定例会で５万円分を予算措置していましたが、１０万円分を現金で一括支給することとし、さらに昨年中に給付するための費用を１２月１５日付で専決処分をいたしました令和３年度一般会計補正予算についてご報告申し上げ、その承認をいただくとともに、標茶中学校の旧校舎と旧講堂の解体工事契約の議案について、また住民税非課税世帯等に

対する臨時特別給付金や牛乳消費拡大事業の費用等の一般会計補正予算について、そのご審議をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

令和3年第4回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の点について補足いたします。

1点目は、本町内における新型コロナウイルス感染症の感染状況についてご報告いたします。

令和3年11月末に、新型コロナウイルスの新たな変異株「オミクロン株」の感染者が日本で初めて確認されたとの発表から、日本国内はもとより、北海道内におきましても新型コロナウイルスの感染者が急速に拡大してまいりました。

北海道では、道内でもオミクロン株への置き換わりが進んでいるとし、今後もさらに拡大していくとの懸念から、1月21日にレベル分類を「レベル2」に移行するとともに、「まん延防止等重点措置」の適用を国に要請しました。

1月25日には「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として認められ、同日開催の北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、1月27日から2月20日までを実施期間として道民への要請内容が決定されたところです。

本町におきましても、急激に感染者が確認されることとなり、北海道が公表する、1週間累計報の市町村別の患者の状況では令和4年1月9日～1月15日の週で累計4人、1月16日～1月22日の週では累計13人となるなど、拡大傾向にある中で本町職員においても水道課、町立病院の職員2名が感染しましたが、職場内における濃厚接触者はおらず、ここからの感染拡大には至っておりません。

また、小中学校の休業では、学級閉鎖が1校、学校閉鎖が1校となりましたが、1月26日からすべて再開しております。

町としましては、町ホームページや新聞折込チラシなどにより1月23日に、感染拡大傾向にあることをお知らせするとともに、基本的な取り組みの実践のお願いを、1月25日には、北海道におけるまん延防止等重点措置の概要と社会教育体育施設等の利用制限の内容を周知し、感染拡大の防止に向け取り組んでまいりました。

今後におきましても、的確な情報収集に努め、国や北海道の取り組みを把握しながら、適切な対応を判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種体制の概要についてご報告いたします。

本町の1・2回目のワクチン接種につきましては、令和3年10月30日に集団接種を終了し、集団接種終了後は町立病院での個別接種として対応してまいりました。

令和3年12月末における町内の接種状況につきましては、1回目が5,882人で、接種率は86.8%、2回目が5,858人で、接種率は86.4%となっております。個別接種につきましては現在も継続して実施しているところであります。

コロナワクチンの3回目接種につきましては、18歳以上でワクチンの2回目接種終了後、8か月を経過後として接種体制の準備を進めてきましたが、オミクロン株の感染力の強さや感染者の増加などにより、接種間隔の前倒しが求められ、高齢者や高齢者施設従業員・医療従事者等は2回目接種から6か月経過後、それ以外の住民も、2回目接種終了後から7か月経過後へと前倒ししての接種が可能になり、自治体も接種計画の再編が必要となりました。

これらのことから、本町における3回目接種の枠組みといたしましては、当初3月からとして計画していた接種開始を、2月16日水曜日から開始し、3月に7回、延べ1,290人分の接種、4月以降につきましても1か月あたり1,140人分から1,800人分の接種を行い、当初7月末完了としていた終了時期を1か月前倒しして、6月末までに集団接種での3回目接種を終えたいと考えております。

次に、接種に使用するワクチンですが、1回目・2回目の接種はファイザー製のワクチンを使用しましたが、3回目接種のワクチン供給はファイザー製、武田／モデルナ製のワクチンが供給され、供給比率はそれぞれ50%程度となっています。

ワクチン種別による接種希望の偏りも懸念されることから、有効性や副反応について、周知を図りながら接種機会の提供に努めたいと思います。

5歳から11歳の小児のワクチン接種につきましては、1月21日に厚生労働省で特例承認され、臨時接種に位置付けられました。ワクチン納入見込みなどの詳細は示されていませんが、現時点では集団接種として準備を進めている状況であります。

ワクチン接種の予約につきましては、全体としては前回同様、コールセンターを設置し、予約の受付を行う予定ですが、2月16日と3月2日の接種はコールセンターの開設が間に合わないため、高齢者施設入所者や同施設従業員等、また医療従事者等を優先して接種を進め、時期的に悪天候による交通障害等も懸念されることから、影響を最小限にするため、市街地高齢者の年齢の高い順に接種券を発送し、直営で予約を受け付ける方法で対応いたします。

なお、コールセンターでの予約時の混乱を回避する対策といたしまして、コールセンターでは専属のオペレーターの配置、1回の接種券の発送数を予約枠程度に小分けに発送するなど、回線の混雑や予約枠と接種券発送数のミスマッチを回避すべく対策を図っていきたいと考えています。

新型コロナウイルススワクチン接種体制確保事業の事業期間は令和4年9月末となっており、1・2回目接種同様、3回目の集団接種終了後も個別接種などで接種を希望される町民が接種できる体制を確保しつつ、安全で事故の無いワクチン接種を実施して参りたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 町長報告の中でファイザーとモデルナ、50%ずつという報告がありましたけれども、町のほうからも副反応のことについてチラシを配ったんですが、3回目接種する人の判断の材料というのは出るんでしょうかね。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

判断の材料というご質問ですが、3回目接種を受けるか受けないかという判断は、あくまで個人の判断になります。

2回目接種終了分のワクチンについては、国のほう、町の接種記録含めて用意はされるんですけども、あくまで3回目接種については個人の判断で接種をしていただく。一応、接種勧奨という形で3回目接種になった方が、より重症化が低いと言われておりますので、できれば打っていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） ちょっと質問の内容が…… 結局ファイザーかモデルナかは接種する申し込む側が判断するわけですよね。その人がどっちを受けたらいいのかという判断の材料は提示されるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

ファイザー、モデルナ、それぞれ一、二回目の接種のときには副反応でも若干の差があったりとかということでもありますけれども、3回目接種につきましては接種で得られる抗体価について、いずれも上昇をするということでもありますので、どちらがいいかという判断は個人の方が自分たちで選択されるものというふうに判断をしております。なお、副反応の発症割合につきましてもファイザー、モデルナそれぞれが、前回の数字程度の発熱であったり疼痛であったりというような、ワクチンの副反応については、おおむね前回並みという形、一、二回目接種、本町ではファイザーを使っていたんですけども、モデルナにつきましては量が一、二回目の半分で済むということで、若干副反応の数値が低い報告がされているところであります。あくまでもどちらを選ぶかという選択肢、こちらがいいですよとかファイザーがいいですよ、モデルナがいいですよというところの判断の資料としては国のほうで出しているチラシ等があるんですけども、そちらを接種券の中に同封するなどして判断をいただきたいというふうに考えているところであります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。報告第1号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 報告第1号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第11号）の専決処分であります。

内容につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金に要する追加経費の補正であります。

補正額は歳入歳出それぞれ5,311万3,000円を追加し、総額を128億6,242万4,000円とするものでございます。なお、本件は12月15日をもって専決処分させていただきました。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。議案書1ページをお開きください。

報告第1号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

令和3年度標茶町一般会計補正予算（第11号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

令和3年度標茶町一般会計補正予算（第11号）

令和3年度標茶町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,311万3,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億6,242万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがい、ご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

以上で、報告第1号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。
これより本件を採決いたします。
本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。
よって、報告第1号は承認されました。

◎議案第1号

○議長(菊地誠道君) 日程第5。議案第1号を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
管理課長・齊藤君。

○管理課長(齊藤昇一君)(登壇) 議案第1号の提案趣旨並びに契約内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町が所有している標茶中学校校舎及び講堂の防音対策事業による建替工事完了に伴う、旧校舎及び旧講堂の解体工事の契約締結でございます。

内容につきましては、議案説明資料とあわせてご説明いたします。議案3ページをご覧ください。

議案第1号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1、目的 標茶中学校(旧校舎・旧講堂)防音事業解体工事
- 2、契約金額 1億8,656万円
- 3、契約の方法 指名競争入札
- 4、契約の相手方 星・サトケン特定建設工事共同企業体、代表者、川上郡標茶町川上1丁目22番地、有限会社丸ホ星工務店、代表取締役 星 光彦。構成員、川上郡標茶町旭2丁目8番23号、株式会社サトケン、代表取締役 佐藤紀寿でございます。

次に、議案第1号資料をご覧ください。

工事請負契約の締結に関する資料でございます。

内容が一部、議案内容と重複いたしますが、ご了承ください。

契約の目的（工事名）でございますが、標茶中学校（旧校舎・旧講堂）防音事業解体工事でございます。工事概要につきましては、解体工事一式、旧校舎、鉄筋コンクリート造3階建、面積A=4,198.77平方メートル、旧講堂、鉄骨造2階建、面積A=1,311.85平方メートルでございます。場所につきましては、常盤。指名業者の状況であります、星・サトケン特定建設工事共同企業体、葵建設株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社、宮脇土建株式会社の5社でございます。入札執行日につきましては令和4年1月21日。契約金額1億8,656万円。契約の相手方、星・サトケン特定建設工事共同企業体。竣工予定日でございますが、令和4年11月28日でございます。新規・継続の別につきましては、新規となっております。備考でございますが、予定価格1億8,949万7,000円でございます。

以上で、議案第1号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 公共工事が減る傾向にある中で、地元業者が当該工事を担うこととなり、地元経済の活性化という点で大変期待がかかるわけです。そこで伺いますが、1億8,656万円のうち、元請け以外の町内業者が元請け業者から引き受けることが可能な部分の金額というのはどのくらいありますか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

今回、解体工事ということで、専門的な技術が必要な工種が多くなってくると思います。特に物が大きいので、建築一式工事での解体ということになるので、なかなか地元の業者が参入という部分については工種が少ないと思われますけれども、仕様書の中で私どもの考えられる部分でいきますと廃材の処分とか運搬とかにかかる費用については、今回大きなコンクリート塊とか、あと木材とかという部分では処分が出てくると考えられます。その部分については設計上も運搬距離等も含めた中で積算上、1番有利なところというふうに積算しておりますので、町内の処分場を想定して、設計しております。そこでいきますと取壊しについては専門的なんですけど運搬については町内業者でも産業廃棄物の運搬をやっている会社がございますので、そういうところに運搬を委託できるのではないかと判断できますので、コンクリート、木材とあわせまして460万円くらい、これは直接工事費ですので、これに諸経費がかかりますので、諸経費は会社によって違いますのでちょっとあれなんですけど、460万円くらい。処分費とあわせて、コンクリートの処分費でいきますと、大体870万円くらいが処分費になります。それに一般的にみている建築工事の諸経費、消費

税等を加えた金額でいくと、大体2,450万ぐらいが町内業者の受注可能な部分になるのではないかというふうに思われます。あとほかに電気の解体とか細かい部分もございますので、そういう部分でも町内業者の活躍の場がでてくるとは思いますけど、今、ぱっと思われるところでいくと大きいのはそういうところかなと思っております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号は原案可決されました。

◎議案第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第2号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第2号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第12号）であります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に資するため、歳入、歳出それぞれ1億4,772万5,000円を追加し、総額を130億1,014万9,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1億3,500万円、牛乳消費拡大事業818万7,000円などを計上いたしました。

歳入につきましては、それぞれの特定期間を見込み、収支のバランスを図ったところでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

令和3年度標茶町一般会計補正予算（第12号）

令和3年度標茶町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,772万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億1,014万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがい、ご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

以上で、議案第2号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

はじめに、歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 8ページの負担金補助及び交付金なんですが、住民税非課税世帯というのが何軒あるのかというのが一つ、それから今、国会で議論になっている専決処分先ほどされた分の追加がありましたけれども、10万円給付が9月までということで9月以降に対象にならなかった、例えば離婚とか未婚とかでそういう方々の対象者は本町にはいなかったのでしょうか。その2点を伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

まず住民税非課税世帯の対象数でございますが、今の最大の想定数で1,350世帯程度、これはあくまでプッシュ式という部分で、自動的にこちらのほうから申し出をする非課税世帯、それからコロナの影響によって、住民税非課税相当となる世帯、これらを想定した合計数で計上させていただいているところでございます。

2点目の10万円の部分につきましては、本町で去年の9月以降に婚姻を解消して、児童手当の受給時には婚姻状態で以降に離婚されて養育者が変わってしまったというパターンが1件ございます。その1件につきましては協議をしていただいて、新しい養育者のほうに10万円を支給しているという形で1件だけ状況としてはございました。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 今の質問の下の低所得者支援援助金について、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 低所得者支援援助費、224万円ですが、これにつきましては昨年12月の定例議会の中でもご質問があった、低所得者向けの灯油の追加支給分とい

う形で、ほっとらいふ受給世帯に対して1世帯1万円の追加で灯油の援助として支給するというものでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） この低所得者というのは、ちょっと定義……

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） これは、町のほっとらいふ制度の中で低所得世帯という言い方をしています。この低所得世帯につきましては、国保税の7割軽減、5割軽減の対象となる世帯であります。ほっとらいふ制度そのものの自体は老人世帯のほかに低所得世帯という形で定義をしているところであります。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） ちょっと不勉強でわからないのですが、教えていただきたいのですが、6ページの衛生費国庫補助金、この1,044万6,000円ですか、支出のどこに反映されていますか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

支出のどこに反映させているのかという部分でございますが、予算書の8ページの、ただいま議員がご質問された19節の扶助費、低所得者支援援助費と次の6款の3目農業振興費ですが、最後のページに内訳別紙で出ていますけれど、牛乳消費拡大事業818万円、こちらのほうに当初、前段で議案提案、内容についてご説明差し上げたときに、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用した事業ということで説明させていただいておりますが、この2つに衛生費をあてているというところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和4年標茶町議会第1回臨時会を閉会いたします。

（午前10時48分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 4 番 松 下 哲 也

署名議員 5 番 熊 谷 善 行

署名議員 6 番 鈴 木 裕 美